

第4回 吹田市総合計画審議会 第1部会 会議録

- 1 日 時：平成29年8月28日（月） 午後6時～午後8時30分
- 2 場 所：吹田市役所 低層棟 3階 入札室
- 3 出席者：別添「出席状況一覧」のとおり
- 4 傍聴人：なし
- 5 配付資料

資料12 総合計画審議会第1部会 基本計画(素案)の検討スケジュールの変更について

6 議事要旨

第4次総合計画基本計画（素案）の検討

- | | |
|------------|-------------------------|
| 大綱2【防災・防犯】 | 政策1【災害に強く安心して暮らせるまちづくり】 |
| | 政策2【犯罪を許さないまちづくり】 |
| 大綱3【福祉・健康】 | 政策1【高齢者の暮らしを支えるまちづくり】 |
| | 政策2【障がい者の暮らしを支えるまちづくり】 |
| | 政策3【地域での暮らしを支えるまちづくり】 |

事務局より、資料12を用いて、第4次総合計画基本計画（素案）の第1部会による検討スケジュールの変更について説明があった後、それぞれの政策について審議が行われた。

【審議内容】

《大綱2【防災・防犯】 政策1【災害に強く安心して暮らせるまちづくり】》

A委員： この防災の政策も含め、全体的に「目標」、「現状と課題」、「施策」、「施策指標」、のストーリーが繋がっていないものが多い。その点を見直してもらえればと思う。

事務局： 防災というのは市役所だけでどうにかできるものではなく、自助が必要だという思いが一番強い。阪神・淡路大震災のときにも自助、共助によって助けられた方が多く、市役所など公的組織が助けたのは10%もない。90%以上の方が自力で助かった、もしくは地域の人に助けられたという現状を踏まえ、このような構成になっている。ストーリー性について御指摘いただいているが、我々としてはそのような思いを表現させていただいていると御理解いただきたい。

A委員： 「施策 2-1-1 防災体制の充実」の内容について、「BCP（業務継続計画）」、「業務継続マネジメントの推進」という言葉があるが、市民にとってわかりにくいのではないか。もう少し軽易な表現にできないか。

事務局： 企業であれば事業継続計画になるかと思うが、業務継続計画という言葉自体は、一般的になりつつあると考えている。これを別の言葉で、例えば市民の目線から見て、より良い言葉があれば、教えていただければありがたい。

A委員： 「施策指標 2-1-1 各種団体との防災協定締結数」について、現状値の55件が少

ないのか、それとも多いのか、というところが分からないため、目標値の 100 件が妥当なのかも分からない。また、「施策指標 2-1-2 連合自治会単位での自主防災組織の結成率」に関して。「施策指標 1-2-2 自治会加入率」では、単一自治会の加入率向上を挙げられていたと思うが、実際にこのような活動をする場合は連合自治会であると思うので、もう少し繋がりがあったほうが良いと感じる。

事務局： 現状値の 55 件が多いのか少ないのかという部分に関しては表現しがたいが、少なくとも多ければ多いほど良いものであることには間違いない。例えば、災害が起きたときには、飲料水メーカーであれば水を供給していただく、運送業者であれば物資の運搬に協力していただく、というように、行政ができない部分をフォローしていただく協定である。現状値の 55 件というのは、我々としては十何年かけてようやくここまで協定を結んできたというところであり、例えば、新たに吹田市に参入される企業とは常に協定を結ぶことを目標に進めていくなど、今後増やしていきたいと考えている。

また、目標値の 100 件が妥当かという御指摘について。これについては、我々も非常に設定に悩んだ。例えば多ければ良いというのであれば 1,000 件としても良い。しかし、この先 10 年間で目標を達成できる可能性のある件数でいえば、この間の実績等を踏まえると 200 件、300 件でも少し非現実的であるし、100 件でも難しいかもしれない。一方、簡単に達成できる数字を総合計画に示すというのもふさわしくないのではないかと考え、100 件という目標値を設定している。

B 委員： 参考として申し上げますと、現状 55 件の防災協定締結数というのは少なくない。むしろ 30 件ぐらいの市町村が多い中で、100 件を目指すというのは大きな目標である。人口規模が 100 万人を超える仙台市でも、現状は 170 件ほどであったと思うが、それも災害が起こったことから増えているのであり、災害が起きる前は 100 件程度であったと思う。それを考えると、目標値としては妥当かと感じる。

また、自主防災組織の結成率の指標について、100%を目指すことは良いと思うが、重要なのは、結成率が高くても活動していなかったら意味がない。結成してから活動しているかどうかということを示す指標が入っていればなお良いと思うが、活動量を数字で示すことが難しいのは理解している。とりあえず今は、結成率 100%を目指せば、目標を達成したときに全部が動いているわけではないかもしれないが必然的に多くなっていくだろう、という考え方ということなので、目標としては、私は妥当だとは思ふ。

A 委員： 「施策指標 2-1-3 消防団員数」について、消防団がない地域もあったと思うが、市内全域にないものを指標に挙げるのは疑問に思う。

事務局： 市内全域で 9 つの分団があり、それぞれに担当地域がある。例えば、佐井寺地域には消防団の詰所がないが、吹一分団や千二分団が佐井寺地域も担当している。消防団がない地域はなく、必ずどこかの分団が管轄している。

C委員： 先日、市内の一部地域で大規模な停電が発生したが、行政からの情報の伝達が非常に遅かったのではないかと感じた。まずは、どういう状況であるのかなど、不安に思っている市民に情報をいち早く知らせることが重要なので、そういう部分の表現がもう少しあっても良いのでは。

それから、自主防災組織が結成されているが、災害はいつ起こるかわからない。高齢化が進んでいる中で、高齢者への対応をどうするのかなど、現実的な対応力をつけていく、というようなことにも触れてほしい。

事務局： 市民への情報伝達という部分は、「施策 2-1-1 防災体制の充実」の中に「情報伝達体制などの強化を図ります」と書かせていただいている。文章にすると一言になるが、その中身としては、防災行政無線や屋外拡声器を増やそうという取組、各学校の放送設備をどう活用していくかであるとか、色々な取組を進めている。

災害への対応については、「施策 2-1-2 防災力・減災力の向上」で、「地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう」というところにその思いを入れている。訓練をまずやるのが大事であるというのは担当部署の思いとしてあるが、訓練の精度や内容の向上については今後の課題として取り組んでいきたい。

A委員： 「施策指標」全般についてだが、「現状値」と「目標値」の2つを入れるのは難しいのではないか。現状で把握できている数字から考えているため、参加者数を何件にするというような指標が多くなるのだと思う。参加者数を何件から何件に増やす、というように現状値と目標値の両方に数値を示すのではなく、「目標値」を上げる、という程度に緩めても良いのでは。

事務局： 消防に関していえば、消防団員数や普通救命講習等の年間受講者数というのは、市民が参加されているものでもあり、消防・救急体制の市民の関心度を表す一定のバロメーターになるものであると考えたうえで、指標に設定している。

A委員： 今の意見は消防のことに限ったものではない。全体として、指標の数字の示し方についてである。

事務局： 今後新たに取組んでいくものなどで現状値がない指標は、今すでにそうなっているものはいくつか挙げさせていただいている。他にも、現状値がなくても今載せている指標よりもわかりやすい、市が目指すべき方向性が表現できている、という指標があれば、御意見を反映していきたいと思うので、そういう視点で御審議いただきたいと思う。

部会長： 全体に係る意見として、「施策指標」は全て数値目標になっているが、数値で表すことができないものについては、目標達成の考え方や支援の内容といったものを文章で表記するほうが良いということも考えられるのではないか。

事務局： 「施策指標」については、「施策」の成果や進捗状況を毎年行政評価で確認するものとして活用していくため、基本的には数値で示す必要があると考えている。数値で表せない目標や、こういった支援を行うかなどの内容については、文章と

して、これまで整理してきている。

C委員： 吹田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）に、一部の地区では2階建ての建物までが沈むというような情報が出ていた。水害時の避難所の確保は必要であるし、想定外のことが起こった時にどうすれば良いのか、といったところに触れられていないのではないかと。

事務局： 水害に関しては、「現状と課題」で申し上げると「さまざまな危機事象」という表現に含めている。水害の危機管理についての市民への啓発事業としては、例えば民間施設所有者の方々と津波洪水避難ビルの協定を締結して避難場所を確保することや、洪水ハザードマップでの啓発を行う、というようなことをやらせていただいている。

そうした具体的な取組までは基本計画（素案）に書き込むことはできないが、御指摘いただいた点を踏まえ、もう少し検討したいと思う。

B委員： 要するに問題は、吹田市は頑張っていて色々作っているかもしれないが、それが市民に伝わっていないことだと思う。防災訓練や講座などを開催して、吹田市が作った洪水ハザードマップなどをきちんと住民に使ってもらえるようにしていこう、という気持ちがあるのだと思うが、例えば、小学校の授業で使うなど、もう少し浸透させるような部分というのは必要かと思う。

《大綱2【防災・防犯】 政策2【犯罪を許さないまちづくり】》

A委員： 「施策指標」について、2-2-1と2-2-2のどちらも、講座の年間受講者数を設定している。先ほどの2-1-3の指標もそうであるが、市民目線で見ると、この受講者数というものを指標に設定するよりもどんな支援や取組をしていくのか、というものをに入れていただくほうがわかりやすいと思うのだが。

事務局： 「施策2-2-1 防犯力の向上」の指標に関しては、犯罪発生件数、もしくは犯罪発生率等のほうが、市民にとって一番わかりやすいのではないかと検討していたが、犯罪発生件数を減らすといった目標は、本来警察の仕事であると考えている。我々としては、市民の防犯意識を高めることによって、自分自身を守っていただくというところに主眼を置いているため、結果的に講座の年間受講者数を指標に設定している。

「施策2-2-2 消費者意識の向上」に関して、消費生活センターでは、契約上のトラブルや詐欺まがいの商法といったことなどの相談業務と市民向けの啓発、この2つが主な取組になっている。2-2-2の指標については、消費者意識の向上という観点から、詐欺商法などに騙されない市民になっていただく、ということで、市民向けの啓発講座の受講者数を指標に挙げている。実際にはどれだけの市民に講座に来ていただいて、それがどれだけ消費者被害の抑止につながったのかということが数字で表せれば一番良いとは思いますが、それを表す指標の設定は困難であ

ると考えている。

B委員： 受講者数が100人程度増えたとしても、実際にはそれほど効果はないと思う。防犯の目的というのは犯罪を減らし、消費者被害も減らすということである。直接的な数字は出しにくいというのは分かるのだが。

事務局： いかにも犯罪を減らすか、そして犯罪を減らすために市民の意識をどのように高めるかということ。吹田市の犯罪発生件数は、北摂では一番多いという現実があるが、それをいかに抑えるかというのは課題であり、どのように啓発をしていくのが重要であると考えている。

受講者数に関しては、我々としてはようやくここまで来たという思いがあり、これを3倍、5倍にするというのは非現実的であるし、現状を維持しながら少しでも増やしていくという形で頑張りたいと考えている。指標が適切であるかどうかは別にして、啓発講座に来ていただくことによって、市民への啓発が進むのではないかと考えている。

B委員： 受講者が増えてきたといっても、犯罪発生件数が減っているわけではないのか。

事務局： 犯罪発生件数は減っているが、大阪府内で見ると吹田市はまだ多い。特殊詐欺も非常に多く、昨年1年間で2億8,000万円詐欺に遭っているというのが現状。特殊詐欺を防ぐには啓発が一番効果的であると考えており、例えばシニア講座や防災講座の場においても、特殊詐欺に関する啓発をしている。数字に表すことは難しいが、やれることをやっていこうということで取組を進めている。

B委員： 防災講習会などに参加される方は大体意識が高く、御自身でも勉強されている。

問題は防災講習会などに来てくれない人をどうするかということで、人数を増やしたいというのは分かるが、100人程度増えたからといってそれほど大きな効果はなく、10年後の目標にすることの効果は薄いと感じる。それならば分かりやすく犯罪発生件数とすべき。インパクトもあり、市民の当事者意識も高まると思う。

事務局： 犯罪発生件数の場合、現状は把握できるが、それをどれくらい減らせば良いかという目標値を立てるのが難しい。我々が頑張ればどれだけ減らせるのかということも含めて、例えば現状は何件の犯罪件数を何件まで減らす、とした場合、その根拠は何か、と聞かれても説明ができない。

A委員： それならば、現状の犯罪発生件数は何件、それを年々減らすという方向性を目標にすれば良いのではないか。数値目標はないが、すごく分かりやすい。

B委員： 意識指標というものは「安心・安全」でいえば「安心」の指標である。「安心」と「安全」は違って、例えば防災であれば、まず物理的に安全を確保して、それを市民に知ってもらうことで安心してもらうが、防犯については、安全のことなので、実際に犯罪が減っているということを指標にするべきだと思う。そう考えると、指標としては犯罪発生件数が良いと思うので、御検討いただきたい。参考資料12のp.4の46番に、刑法犯の認知件数を現状値の3,461件から平成32

年には 1,731 件まで減らすということが書かれている。吹田市にはこういったデータがあるのだから、目標値含めて、工夫できるのではないか。

A委員： これは全体を通しての意見になるが、この指標が全てを表しているというわけではなく、施策の目標を達成するための取組の一つを示すもの、ということはある程度理解しているが、現状の示し方であると、この施策に対応するものはこの指標のみ、といったように市民には見えてしまう。それであれば、例えば書き方として、施策指標の一部とか、抜粋というように表現するなど、限定的に捉えられることがないように、示し方にも工夫が必要ではないか。

C委員： 「施策 2-2-1 防犯力の向上」に、「地域の見守り活動の支援などを行う」と書かれているが、どういった支援を考えているのか。例えば、子どもの登下校時の見守りや青色防犯パトロールなど、地域の見守り活動に参加いただいているのは高齢の方々であるが、毎日の活動の中で疲弊してきて、やめたいという声が地域で出てきている。実際には子どもの保護者や若い世代の方々はどういったことに参加しにくいということで、高齢の方々に頼っている状況がある。

事務局： 防災・防犯に限らず、高齢化というのは市民自治全体の課題になっている。市として、高齢化の課題に取り組んでいかなければならないというのは御指摘のとおりである。

支援という部分については、市として直接の支援に加え、防犯協議会等を通じて支援をさせていただいているという現状があり、防犯協議会等とも協力する中で、具体的に支援させていただけることがあればやっていくべきとは考えている。

D委員： 高齢者が多くなり、若い人がなかなか出てこないというところが一番の課題になっているのは全市的に一緒だと思う。若い人にも見守り活動などに参加してもらえよう、啓発などに取り組んでいってほしい。

部会長： 具体的な取組については実施計画などに盛り込まれていくと思うが、その観点も配慮していただきたい。

私から一つ聞くが、基本計画（素案） p.41 から p.42 に挙げられている「市民意識指標」を「施策指標」に入れるということは考えられないのか。そもそも市民が防犯についてどの程度身近なもの、あるいは自分と関わりのあるものとして感じているか、ということを直接に知ろうと思えば、意識調査が一番見合っているものであると思うのだが。

事務局： 「市民意識指標」にある指標を「施策指標」に設定したほうが良いのでは、という御意見は第 2 部会からもいただいているが、それを設定していない理由は、一つは 4 年に 1 回しか取っていない、ということ。もう一つは、「市民意識指標」は、施策よりも大きなレベル、すなわち政策のレベルで見べき指標となっており、政策の中の施策を評価するものとしては、「市民意識指標」では設定が難しいと思っている。

部会長： 今説明いただいたとおり、すでにフレームは出来ているから「市民意識指標」を「施策指標」の中に入れるのは難しいとしても、市民意識といったものと「施策指標」をどう関連付けるか、あるいは個別の実施計画などの中で、その観点を大事にしていくなど、様々な工夫はあり得ると思うので、その点も含めて検討していただきたい。

《大綱3【福祉・健康】 政策1【高齢者の暮らしを支えるまちづくり】》

E委員： 「施策 3-1-2 地域包括ケアシステムの構築」に関して、「施策指標 3-1-2 要介護・要支援の認定を受けている75歳以上の高齢者の割合」、「施策指標 3-1-2 認知症サポーターの累計養成数」の2つが挙げられているが、地域包括ケアシステムの構築度を測るものがこの2つの指標である、というようには感じなかったので、なぜこの2つなのかということについて、説明いただきたい。

また、その3-1-2の2つの指標の数値の示し方についてお聞きしたい。まず、「要介護・要支援の認定を受けている75歳以上の高齢者の割合」の現状値34.4%はどのような位置にあるのかということと、目標値を32%とした根拠。

さらに、「認知症サポーターの累計養成数」は、なぜ累計としているのか。例えば亡くなられた人も全部累計していくと絶対に増えていくので、累計養成数とするのはどうなのかと思った。

事務局： 地域包括ケアシステムについては、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供できるケア体制を構築していこうというもの。「施策指標」に挙げた2つが、数多くの高齢者福祉サービスや支援体制などを代表するものか、また、これら指標の数値が向上すれば地域包括ケアシステムが推進したといえるのかについては、この2つですべてを測ることができるとは考えていない。

「施策指標 3-1-2 要介護・要支援の認定を受けている75歳以上の高齢者の割合」については、今後10年間で75歳以上の後期高齢者が増えていく中、医療や介護の必要性が高まるステージに入られたとしても、可能な限り自立した生活を送っていただけるよう、要介護・要支援状態になる前からの予防や、要介護状態の悪化を防ぐというところに施策として力を入れていく必要があることから、指標に設定した。「目標値」の32%は全国平均であるが、平成28年度の吹田市の後期高齢者人口の割合は、全国平均よりも少しまだ低い。全国に比べると高齢化の進展が少し遅いにも関わらず、全国平均よりも多い34.4%の方が介護を必要とされているという状況である。

認知症サポーターについては、高齢者の暮らしを見守り支え合える地域づくりの、一つの大きなバロメーターになるものだと思っている。認知症の方に対する理解が進んだ地域は、高齢者や地域福祉全体のことについて理解が深まる。高齢により認知力が落ちていった辛さであるとか、そういったところに理解がある方

が少しでも増えることで、認知症でない高齢者も暮らしやすくなる、というところで、認知症に関する取組に力を入れていく必要があると考えている。

累計者数としているのは、認知症サポーターの養成は吹田市だけの取組ではなく、国を挙げて各市町村で取り組んでいるものであり、まずは認知症について学んでいただいた方を確実に上積みしていきたいためである。

E委員： 地域包括ケアシステムということで、例えば地域包括支援センターの評価事業、というような指標が一つあってもいいのでは、と感じたので、質問させていただいた。ただ、説明いただいたことについては、理解した。

D委員： 「施策指標 3-1-3 受けている介護サービスに満足している利用者の割合」として満足度を指標に挙げているが、現状、介護業界は人材不足であり、人材確保が優先されるあまり、質は二の次になっているように思う。その辺り、今後どうされていくのかが気になる。

事務局： この満足度に関しては、3年に1回ごとの個別計画見直しの際に実施しているアンケート調査の結果から該当する質問項目を見ているものである。10年ほど前の調査では、サービス量が足りない、というところを不満に思っておられる理由に挙げている方が多かった。平成29年3月に行った最新の調査結果では、どちらかというと、介護スキルといったサービスの質の部分に少し視点が移ってきていると感じている。御指摘のとおり、今後、人材不足が懸念されており、対策も考えているが、質の高いサービスを求められる高齢者が増えてくるだろうし、量的な部分の不安にもいかに応えていくかということもある中で、まずは、70%程度の方がサービスの質、量ともに満足している、という状況を維持していきたいと考えている。

F委員： 3年ごとの調査、と説明されたが、毎年度行政評価で施策評価をするため、「施策指標」は毎年数字の追えるものでないといけないものと認識していた。介護サービスに対する満足度といったものが良いのであれば、その他の「施策指標」についても、同様に考えられるということか。

事務局： 「施策指標」について、できる限り毎年数字が取れるものを、と考えているが、「施策指標 3-1-3 受けている介護サービスに満足している利用者の割合」については、担当課でこれまで検討してきた中で、毎年数字が取れる指標ではないが、この施策を評価するものとしては適切な指標であると考え、現状では挙げている。

A委員： 施策を評価するのに適切なものがあるならば、市民意識といったものでも指標に設定しても良いということか。

事務局： そのように考えている。

《大綱3【福祉・健康】 政策2【障がい者の暮らしを支えるまちづくり】》

C委員： 「施策指標 3-2-1 グループホームの月平均利用者数」について、現状値 337人

を 700 人に倍増させるという高い目標を掲げているが、実際にはグループホームのような住まいの場を確保することは非常に難しいと思う。

公営住宅も含めたグループホームの整備を促進するというような政策にはなっていないのか。数値的には倍増しているが、具体的な内容が分からない。

事務局： 吹田市の特徴として、物件が高い、土地がない、ということがあり、グループホームを整備するに当たっては、他市に比べて条件が厳しい状況がある。

一方で、グループホームは、障がいのある人が地域で暮らし続けるに当たっての有効なサービスであり、整備を促していくことに力を入れていく必要があると考えたうえで、利用者数を指標に設定している。財政面も含めて厳しい状況ではあるが、実際の事業として具体的にどのように進めていくのかについては、検討が必要と考えている。

A委員： グループホームの利用者数を増やすためには、障がいに対する理解を進めなければならないとも思うので、そうした理解を進める方法も指標にあっても良いのでは。実際に反対があって、グループホームが建てられなかった、というところも知っている。障がいのある人も住み慣れた場所で安心して暮らしていけるような社会にしなければならない、という理解を広げていくというものもないと、利用者数を増やす、ということだけでは違和感がある。

E委員： 「施策指標 3-2-2 就労継続支援（非雇用型）事業所における工賃の平均月額」について、2点お伺いしたい。1点目は、目標値を 18,000 円とされている根拠。2点目は、具体的な工賃向上のための方策というのは、例えば障がい福祉計画や障がい者計画に書かれているのか、もしくは書くのか。

障がい者の自立に向けては、年金と工賃だけでは自立した生活ができないので、工賃の向上は、非常に大事なことだと感じている。

その辺の金額の根拠と、それに対する取組の見通しについてお伺いしたい。

事務局： 目標値 18,000 円の根拠としては、「資料 8 基本計画（素案）施策指標及び考え方等（平成 29 年 8 月 17 日時点）」p.4 の No.23 のとおり、現状値に「第 4 期大阪府障がい福祉計画」の工賃向上目標率 34.2%を上乗せしたものである。

取組の見通しについては、これまで障がい者の福祉に関する法律の整備が進められてきており、その一つに「障害者優先調達推進法」というものがある。吹田市においても、障がい福祉事業所等の受注機会を確保するため、例えば敬老会などの行事で配る物品の発注、公園の草引きや公共施設の清掃業務など、障がい福祉事業所等の製品の購入や役務を発注できるように取り組んでいる。

C委員： 今の議論とは別になるが、知的障がいや精神障がいがあり、御自身の金銭管理が困難な人がたくさんおられる。そういった人々の権利を守るための取組が非常に重要になってくると思うが、そういった内容はどこかに入っているのか。というのも、そういった方々の支援を社会福祉協議会でも行っているが、支援員の人

材不足もあり、毎年の対応が非常に大変な状況にある。現状アルバイトの方々にお願いして何とか対応してきているが、支援員の仕事は本当に大変なものであり、本来高給な仕事であるべきだと思う。一方で、人材を確保しようにも給料面など処遇が余りに悪いために人材が確保できないという実態がある。

事務局： 障がい者の権利擁護の取組ということでいえば、成年後見制度という形で、具体の事業として取り組んでいくものと考えている。ただし、権利擁護としては、障がい者だけではなく生活困窮者や高齢者なども含めて、大綱 3 政策 3 の地域福祉の観点で見ていく形になる。

《大綱 3【福祉・健康】 政策 3【地域での暮らしを支えるまちづくり】》

E 委員： 「施策指標 3-3-1 福祉避難所支援ボランティアの事前登録者数」について。

この福祉避難所支援ボランティアは、どういった人に担ってもらうのか。例えば、同じ地域の人であれば、その人自身も被災されているわけなので、どういうところからボランティアを募集されるのか、ということ。また、この福祉避難所というのは、根拠となるのは地域福祉計画なのか。ボランティアの担い手の範囲と、福祉避難所の位置付けについて教えていただきたい。

事務局： まず、福祉避難所に関して申し上げる。地域福祉計画の重点施策の一つとして災害時要援護者への支援を掲げているが、高齢者や障がい者等、災害時において一般の避難所での生活が困難な方を対象に開設する施設であり、社会福祉事業を行う施設等のうち、一定の条件を満たす施設を福祉避難所として指定するもの。現在、市内 28 施設を指定させていただいている。

ボランティアに関しては、全国的に見ても人材不足であり、例えば熊本地震のときには支援ボランティアがいらっしゃらない福祉避難所もあった。これを受け、吹田市においては、市内へ通勤や通学される方も対象として、広く市民に登録申請いただくものとしており、災害発生時には福祉避難所での支援をしていただくことになる。

E 委員： 基本計画（素案） p.16 の「関連する主な個別計画」には、地域福祉計画だけが挙げられているが、先ほどの議論の中で、権利擁護のことであれば地域福祉の関連、という話が出ていた。そうすると、例えば成年後見については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画なども関連すると思う。関連する主な計画として、高齢者の計画や障がい者の計画も挙げていくべきではないか。

事務局： 関連する主な計画ということで、御指摘の点については検討したいと思う。

C 委員： 「施策 3-3-1 地域福祉の推進」の最下段に、「災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。」と記述されているが、実際にはどういう形で支援体制を作っていくのか。もう一つ、災害時にはボランティアセンターを迅速に立ち上げるという大きな仕事があるが、そういった支援の内容に

ついてはどこで触れているのか、ということ。「施策」には簡潔に示されているが、今後どのような形で支援や体制づくりを進めていくのかが見えてこない。非常に重要なことであるため、もう少し具体的に記述できないか。

事務局： 具体的な取組としては、昨年であれば吹自連との会議や地域ブロック別での会議をさせていただいた中で様々な御意見をいただき、災害時要援護者名簿の作成や個人情報取り扱い、協定書の文言の修正など、一定の書面上の手続きは進めてきている。しかしながら、根本的な部分で御理解が得られていないところもあり、今後も各地区との話し合いを進めさせていただきたいと考えている。

A委員： 小地域ネットワークの活動というのは、どのようなものになるのか。

事務局： 概ね小学校区単位で組織されている地区福祉委員会が、同じ地域に住む住民同士の支え合いの活動を行う、というものである。いきいきサロン、ふれあい昼食会、子育てサロン、といったグループ援助活動や、見守り・声かけ活動といった取組をしている。

A委員： 吹田市では、こういった活動に対する補助金も交付されていると思うが、「小地域ネットワーク活動の延べ参加人数」といったものを指標にするのは疑問に思う。例えば毎回来る人は同じであっては意味がなく、本当に困っている人にどうやって手を差し伸べるかということのほうが重要ではないのか。要するに、参加人数といった量的なことよりも質的なことを精査してもらいたい。

これは予算にも絡むことだが、先ほどの議論でも、金銭管理ができない人の支援を進めないといけませんが、仕事に見合った給料が出ないために支援する人が出てこない、という話があった。一方で、市の予算を見ていると、これは無駄ではないか、と思えるようなものもある。そういった無駄を整理して、まずは困っている状況の方をゼロ地点にするために予算を振り分ける、というような、施策や事業の枠を超えたものを考えることは必要だと思っている。それが「施策の大綱」のどこに入ってくるのか分からないが、これは全ての問題に絡むことだと思うので、ひとまず私から提案しておきたい。

部会長： 御意見の一つということで受けとめていただきたい。

それでは、本日の審議はこれで終了する。

《事務連絡》

事務局： 次回は、10月3日（火）午後6時から8時30分。場所は高層棟4階 特別会議室を予定している。

出席状況一覧

第4回 吹田市総合計画審議会 第1部会 平成29年(2017年)8月28日(月) 午後6時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

No.	氏名	選出区分	略歴	出欠
1	井元 真澄	学識経験者 1号	梅花女子大学 心理こども学部 教授	○
2	岸本 みさ子	学識経験者 1号	千里金蘭大学 生活科学部 講師	○
3	島 善信	学識経験者 1号	大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授	○
4	高橋 智幸	学識経験者 1号	関西大学 社会安全学部 教授	○
5	林 享佑	市民 2号	公募市民	×
6	水木 千代美	市民 2号	公募市民	○
7	亀谷 拓治	市内の公共的団体等の代表者 3号	豊二地区連合自治会 会長	×
8	下谷 明伸	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市PTA協議会 会長	○
9	御前 治	市内の公共的団体等の代表者 3号	一般社団法人 吹田市医師会 副会長	×
10	由佐 満雄	市内の公共的団体等の代表者 3号	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長	○
出席委員 合計				7名

※選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2号の各号による。

吹田市 出席者

事務局	川本理事(総合計画担当)、岡本企画財政室参事、霜竹主査、船越主査、中嶋主査、松田主任、桑野係員
	担当部局職員(裏面のとおり)
	委託業者

総合計画審議会 第1部会 出席者名簿 (8月28日分)

●8月28日(月) 18:00～20:30

時間	政策	担当部	出席予定者			
18:00～	2-1	総務部	危機管理室長 真壁 賢治			
		消防本部	指令情報室長 液野 正敏	警防救急室参事 井上 真樹		
18:30～	2-2	総務部	危機管理室長 真壁 賢治			
		市民部	市民総務室長 森本 茂	市民総務室参事 柿本 卓司		
19:00～	3-1	福祉部	高齢福祉室長 今峰 みちの	千里ニュータウン地域 保健福祉センター所 長 杉野 陽太郎		
19:30～	3-2	福祉部	福祉部次長 障がい福祉室長兼務 大嶋 秀明	高齢福祉室長 今峰 みちの	総合福祉会館館長 寺本 守	千里ニュータウン地域 保健福祉センター所 長 杉野 陽太郎
			障がい福祉室主幹 米崎 俊行			
20:00～	3-3	市民部	国民年金課長 金尻 充功			
		福祉部	生活福祉室長 中村 安伸	福祉指導監査室長 宮田 信樹	高齢福祉室長 今峰 みちの	福祉総務課長 新戸 明宏
			総合福祉会館館長 寺本 守			
		健康医療部	地域医療推進室長 山本 重喜	国民健康保険室長 森田 明子	保健センター所長 北川 幸子	北大阪健康医療都 市推進室長 平野 和男
			北大阪健康医療都 市推進室主幹 清水 桐郎			